06875P-00

2017年度版

圧倒的支持!!
TAC出版の社労士書籍は
売上No.1※

よくわかる 社労士 合格テキスト

結果にとことんこだわる人へ贈る

TAC社会保険労務士講座●編著

5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

Point!

条文ベースの本文で確実に理解!

豊富な例題で得点力をしっかり磨く!

赤シートつき

TAC 社労士講座 上級本科生/上級演習本科生 公式教材

最新の改正情報はWeb順次で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向には、以下のような特徴が見受けられます。

【選択式】

年度により難易度に変動はあるが、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっている。

単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において足切基準点（３点）をクリアするための得点ができるとは言えない。

【択一式】

・いわゆる「組合せ問題」は定番化し、「正解の個数問題」も社会保険科目へ広がりを見せ「組合せ問題」と同様に定番化しつつある。「組合せ問題」の場合、択一肢の組み合わせによってはすべての問題の正誤判断をしなくても正解を選べる可能性があるが、「正解の個数問題」の場合、すべての問題の正誤判断ができないと正解を選べないため非常に負荷が高い。

①「正解の個数問題」の択一式全体における出題比率は決して高くないこと

②「従来型の正誤問題」、「組合せ問題」であっても「正解の個数問題」であっても、択一式70点満点の１点であることを考慮に入れて解答していくという、問題を解く上でのビジョンを描いておく必要があるだろう。

・年度により出題科目に変動はあるが、「事例問題」の存在を無視することはできないだろう。特に国民年金法においては、ここ数年間数問の出題は定着しているので、覚えた事柄を活用して早い時期から事例問題に慣れておく必要があると言える。

今回の改訂では、本書の基本理念である「出題傾向に変化があっても確実に社会保険労務士試験に合格するためのツール」に基づき、テキストに取り上げる条文の精査を行い、より試験対策として重要な条文を積極的に取り上げるようにしました。また、大きな改正の行われる科目については、本文とは別にダイジェスト（「法改正ポイント講義」）を掲載して本文の内容の理解を進められるようにしました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、ＴＡＣ社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

平成28年11月吉日

TAC社会保険労務士講座

本書の構成と活用法

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。本書の効果的な活用法については、以下の流れを参考にしてください。

▶本書の構成

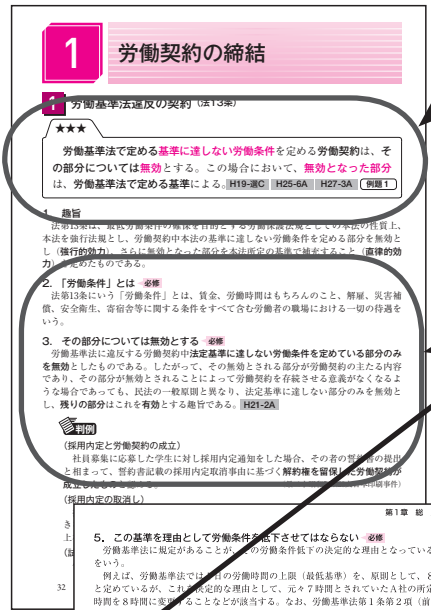
1 労働契約の締結

1 労働基準法違反の契約（法13条）

★★★

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準による。H19-3IC H25-6A H27-3A 例題1

1. 趣旨

法第13条は、最低労働条件の確保を目的とする労働保護法規としての本法の性質上、本法を強行法規とし、労働契約中本法の基準に達しない労働条件を定める部分を無効とし（強行的効力）、さらに無効となった部分を本法所定の基準で補充すること（直律的効力）を定めたものである。

2.「労働条件」とは 必修

法第13条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

3. その部分については無効とする 必修

労働基準法に違反する労働契約中法定基準に達しない労働条件を定めている部分のみを無効としたものである。したがって、その無効とされる部分が労働契約の主たる内容であり、その部分が無効とされることによって労働契約を存続させる意義がなくなるような場合であっても、民法の一般原則と異なり、法定基準に達しない部分のみを無効とし、残りの部分はこれを有効とする趣旨である。H21-2A

判例

（採用内定と労働契約の成立）

社員募集に応募した学生に対し採用内定通知をした場合、その者の誓約書の提出と相まって、誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立（大日本印刷事件）

（採用内定の取消し）

32

第1章 総 則

5. この基準を理由として労働条件を低下させてはならない 必修

労働基準法に規定があることが、その労働条件低下の決定的な理由となっている場合をいう。

例えば、労働基準法では、1日の労働時間の上限（最低基準）を、原則として、8時間と定めているが、これが決定的な理由として、元々7時間とされていた A 社の所定労働時間を8時間に変更することなどが該当する。なお、労働基準法第1条第2項（前記Ⅱ）については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には本条に抵触するものでない。（発展1参照）（昭和22.9.13発基17号、昭和63.3.14基発150号）

Point

法第1条違反については、罰則の定めはない。

2 適用事業

★★★

労働基準法は、原則として、労働者を使用するすべての事業に適用される。 例題1

1. 法別表第1について

以前は労働基準法第8条において、同法の適用を受ける事業の範囲が規定されていたが、社会経済の変化の中で新たな事業を適用事業として追加することとすると、一時的にも適用漏れが生ずるおそれがあったため、号別に適用事業を区分して適用する規定が従来に比べて少なくなったこと等の理由により、平成10年改正において適用事業の範囲を号別に列記する方式が廃止された。

ただし、平成10年改正後においても、法第33条［非常災害の場合の時間外労働等］、第40条［労働時間及び休憩の特例］、第41条［労働時間等に関する規定の適用除外］、第56条［最低年齢］及び第61条［年少者の深夜業］の各条項につくられ、一定の業種について、一般の適用とは異なる取扱いがされているため、改正前の第8条の業種の区分の一部を、法別表第1（次表）として規定し直した。（平成10.9.29発基65号）

1号	製造業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む）
2号	鉱業	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
3号	建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

3

①まず条文を読む

まず囲み部分を確認しましょう。重要度は★の数で表してあります。

赤シートで消える文字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

②詳細を確認する

知識を拡げ、理解を掘り下げていきます。条文に関連する補足解説や、語句説明、仕組みの解説などを詳しくまとめています。アイコン表示や図を多用することで、読み進めやすくする工夫もしています。

見出しの位置付けは以下の通りです。

・Point
本試験頻出事項等の試験対策の重要論点
・判例
関連する最高裁判例等
・参考
参考的な内容となる通達等

巻末に掲載している資料編に記載のある内容のリンクです。

例題がある内容のリンクです。該当箇所を読んだあとに確認するようにしましょう。

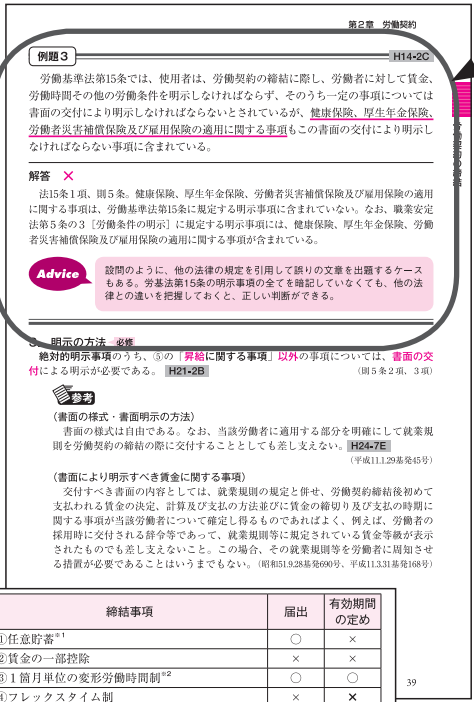
第2章　労働契約

例題3　H14-2C

労働基準法第15条では、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならず、そのうち一定の事項については書面の交付により明示しなければならないとされているが、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項もこの書面の交付により明示しなければならない事項に含まれている。

解答　×

法15条1項、則5条。健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項は、労働基準法第15条に規定する明示事項に含まれていない。なお、職業安定法第5条の3［労働条件の明示］に規定する明示事項には、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項が含まれている。

Advice　設問のように、他の法律の規定を引用して誤りの文章を出題するケースもある。労基法第15条の明示事項の全てを暗記していなくても、他の法律との違いを把握しておくと、正しい判断ができる。

② 明示の方法　必修

絶対的明示事項のうち、⑤の「昇給に関する事項」以外の事項については、書面の交付による明示が必要である。　H21-2B　（則5条2項、3項）

参考

（書面の様式・書面明示の方法）

書面の様式は自由である。なお、当該労働者に適用する部分を明確にして就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えない。H24-7E　（平成11.1.29基発45号）

（書面により明示すべき賃金に関する事項）

交付すべき書面の内容としては、就業規則の規定と併せ、労働契約締結後初めて支払われる賃金の決定、計算及び支払の方法並びに賃金の締切り及び支払の時期に関する事項が当該労働者について確定し得るものであればよく、例えば、労働者の採用時に交付される辞令等であって、就業規則等に規定されている賃金等級が表示されたものでも差し支えないこと。この場合、その就業規則等を労働者に周知させる措置が必要であることはいうまでもない。（昭和51.9.28基発690号、平成11.3.31基発168号）

39

締結事項	届出	有効期間の定め
①任意貯蓄※1	○	×
②賃金の一部控除	×	×
③1箇月単位の変形労働時間制※2	○	○
④フレックスタイム制	×	×
⑤1年単位の変形労働時間制※2	○	○
⑥1週間単位の非定型的変形労働時間制※2	○	×
⑦休憩の一斉付与の例外	×	×
⑧時間外及び休日の労働※3	○	
⑨代替休暇	×	×
⑩事業場外労働のみなし労働時間制※2	○	○
⑪専門業務型裁量労働制※2	○	○
⑫時間単位年休	×	×
⑬年次有給休暇の計画的付与	×	×
⑭年次有給休暇中の賃金	×	×

○→必要　×→不要

③例題を解く

例題は過去の本試験問題から出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。インプット段階から問題を解くことを常に意識することで、本試験の出題パターンを把握することができ、確かな得点力を養うことができます。

・下線

問題の論点には下線を引いてあります。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。

・Advice

講師の視点で解答テクニック等を記載しました。得点力アップにつながるコメントですので、目を通しておくようにしましょう。

本文とは別に、類似事項を対比してまとめた表なども充実させてありますので、知識の整理に活用してください。

【各種アイコン】

必修　本試験合格のために必ず押さえておきたい内容です。

改正　直近の改正点です。

H27-2D　過去10年分の本試験出題実績を明記しています。

本書は、平成28年11月４日現在において、公布され、かつ、平成29年本試験実施要項が発表されるまでに施行されることが確定されているものに基づいて執筆しております。

なお、平成28年11月５日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、下記ホームページにて順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

https://bookstore.tac-school.co.jp

資料編

テキスト本文の記載内容に関連する発展資料を集めました。本試験で出題された箇所も含まれていますが、かなり細かい論点であるため、まずはテキスト本文のマスターを優先しましょう。その後さらに知識を深めたい場合に、本資料をご利用ください。

発展1
法定割増賃金率の引上げ関係
（第1章 1 1 5.）

労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号。以下この通達において「改正法」という。）並びに改正法に基づく省令及び告示による法定割増賃金率の引上げを理由として基本給等を引き下げることは、労働基準法第１条第２項の趣旨に抵触し、認められないものである。この場合、使用者が一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することができない（労働契約法第９条本文）ことに留意すること。

（平成21.5.29基発0529002号）

発展2
報告等の手続
（第1章 1 2 2.③①）

同一企業が複数の事業場を有する場合であって、**同一の労働基準監督署管内に二以上の事業場**があるときは、各事業場に係る労働基準法に基づく報告又は届出

発展3
国及び公共団体についての適用
（第1章 1 3 1.）

1. 国有林野事業職員

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行により、国有林野事業特別会計が廃止され、国有林野事業は一般会計において実施する事業となった。

国有林野事業が国の直営事業でなくなることから、国有林野事業職員については一般の国家公務員と、労働基準法及び労働安全衛生法が適用されなくなった（平成25年４月１日施行）。

2. 地方公営企業の現業職員に対する適用

地方公務員のうち、地方公営企業法の適用を受ける現業職員［地方公共団体が経営する水道、電気、ガス、自動車運送、鉄道等の企業に勤務する職員］については、法第14条第２項、第３項［労働契約満了の通知等についての基準］、法第75条～第88条［災害補償］に関する規

【巻末資料編について】

試験に合格するためには、細かい論点の学習も大切ですが、まず基本事項を確実に押さえ、それを使いこなせるようになることが最も重要となります。

本書では、日々の学習から基本事項を主軸においた、メリハリある学習ができるように、発展的な内容は巻末の資料編に「発展」や「書式」として掲載しました。掲載内容は、過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、出題可能性があるものです。よりハイレベルな実力をつけたいという方はぜひ活用してください。

▶効果的な活用法

本書の利用にあたっては、『過去10年本試験問題集（TAC出版刊）』との併用をおすすめします。常に本書の内容と本試験問題の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

・この問題文の論点は何か？
・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけてください。

▶テキストの活用例

ここで、TAC社労士講座の上級本科受講生のテキスト活用例を紹介します。先ほどの「効果的な活用法」でも述べた、過去問題集と併せて合格テキストを使用していくというスタイルの参考にしてください。

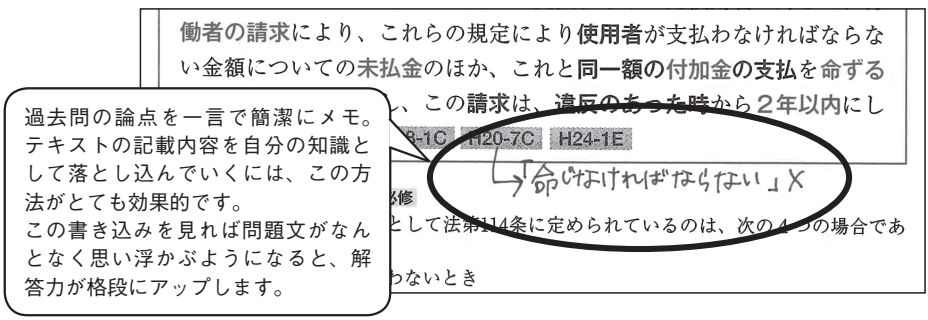

過去問の論点を一言で簡潔にメモ。テキストの記載内容を自分の知識として落とし込んでいくには、この方法がとても効果的です。
この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。

マトリクスの活用法

各章の冒頭に、項目ごとの本試験出題実績と、項目ごとの複雑度から、学習するうえでの優先順位を判断するツールとしてマトリクスを掲載しています。ご自身の苦手分野を客観的に分析するツールとして活用してください。

▶マトリクスの横軸

各項目の過去10年間の本試験における択一式（肢）・選択式（空欄）出題実績を示しています。

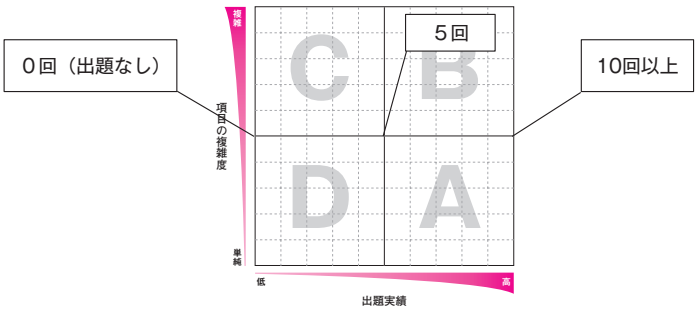

▶マトリクスの縦軸

項目をマスターするために必要な要素を示しています。

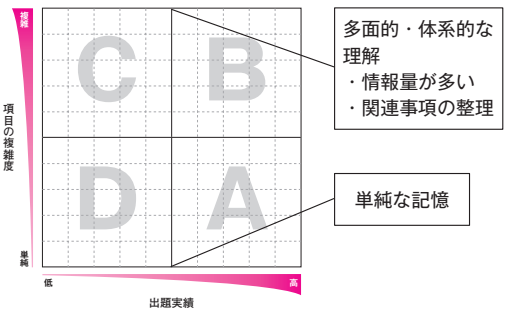

▶受験対策上の優先順位

AゾーンとBゾーンが最も優先順位が高くなっています。

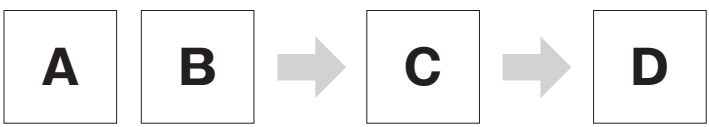

▶マトリクスの各ゾーンの位置付け

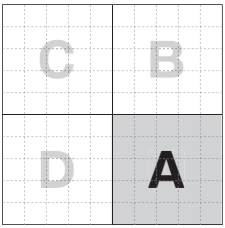

Aゾーン） 本試験頻出ゾーン

合格するためには、必ず得点しなければならない領域です。次の本試験で合格を確実にしたい受験経験者であれば、当然にマスターする必要があります。

Aゾーンの項目を苦手としている場合、テキストの「ボックス」や 必修 で取り上げている内容を曖昧に記憶している可能性があります。まず、「きちんと基本事項を覚える」ことから対策を始めましょう。

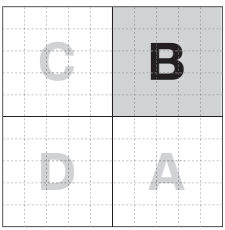

Bゾーン） 本試験頻出ゾーン

マトリクスの縦軸の位置が上がるほど本試験の点数に差のつく領域です。

この領域から出題される内容の攻略が本試験の合否にもっとも影響するといえます。

Bゾーンの項目を苦手としている場合、テキスト記載事項を表面的に記憶している段階で学習が停滞している可能性があります。

学習するうえでキーワードとなる語句にはどのような「意味」「使い方」があるのか？といった点に着目し、『単なる記憶』から『ブレない知識』へと転換を図っていきましょう。

Cゾーン）

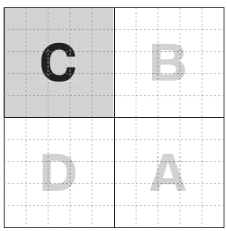

重要な内容（AゾーンやBゾーンと密接に関連しており記憶や体系の理解には不可欠な項目、改正直後または改正から２～３年しか経過していないために出題実績がまだ少ない項目）と、あまり重要ではない内容（複雑で労力がかかる割に他の項目とは関連のない内容）とが混在している領域です。Cゾーンの項目は過去10年の出題実績はあまり多くないので、改正 が付いているかどうかといったように、その項目が相対的に重要な内容であるかどうかを判断したうえで対策を取っていきましょう。AゾーンやBゾーンの項目とバランスを取りながら学習を進めていくようにしてください。

Dゾーン）

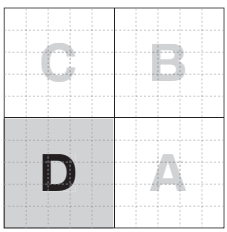

Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンの対策を講じたうえで余裕があれば確認をしておくべき領域といえます。受験対策から見て、決してメインの内容ではありません。

また、内容面から見ても、単に記憶しておけばすむ事柄も多いので、スキマ時間を活用して、目を通しておくのも、総合点数の上積みをするうえで対策の一つとなるでしょう。

本試験の傾向

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。

▶過去の出題項目

項目		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
趣旨等		☆		☆			☆		☆		
保険関係の成立等		☆	☆	☆		☆		☆		☆	☆
保険関係の消滅		☆		☆		☆				☆	
有期事業の一括			☆	☆		☆	☆	☆			☆
請負事業の一括等			☆	☆					☆	☆	
継続事業の一括				☆		☆			☆		
労働保険料の額	労働保険料	☆	☆								
	一般保険料	☆	☆	☆	☆		☆		☆		
	特別加入保険料				☆		☆		☆		
	印紙保険料			☆							
労働保険料の納付	概算保険料の申告・納付	☆				☆	☆		☆	☆	
	概算保険料の延納	☆	☆		☆					☆	
	増加概算保険料等	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	
	確定保険料の申告・納付	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
	口座振替納付						☆			☆	
	印紙保険料	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	特例納付保険料									☆	
	滞納に対する措置	☆	☆		☆			☆	☆		
継続事業(一括有期事業を含む)のメリット制					☆		☆	☆			☆
有期事業(一括有期事業を除く)のメリット制					☆			☆			☆
労働保険事務組合	委託事業主及び労働保険事務組合の認可	☆		☆		☆					☆
	労働保険事務組合の責任等		☆					☆		☆	

項　目		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
労働保険事務組合	管轄の特例、届出及び報奨金		☆			☆		☆			☆
労働保険料の負担		☆			☆			☆			
不服申立て			☆					☆			☆
時効						☆		☆			☆
書類の保存等		☆			☆	☆					☆
罰則						☆	☆			☆	

☆択一式

目　次

はじめに ／ iii
本書の構成と活用法 ／ iv
マトリクスの活用法 ／ vii
本試験の傾向／ ix

第１章　総則 ／ 1

1 趣旨等 …… 2
1. 趣旨 …… 2
2. 定義 …… 2
3. 適用事業の区分 …… 4

第２章　保険関係の成立及び消滅等 ／ 7

第１節　保険関係の成立及び消滅 ／ 9

1 保険関係の成立等 …… 10
1. 適用事業の保険関係の成立 …… 10
2. 保険関係成立届 …… 11
3. 暫定任意適用事業の保険関係の成立 …… 13
4. 名称、所在地等変更届 …… 15
5. 代理人選任・解任届 …… 16

2 保険関係の消滅 …… 17
1. 共通の消滅事由 …… 17
2. 暫定任意適用事業の保険関係の消滅 …… 18

第２節　保険関係の一括 ／ 21

1 有期事業の一括 …… 22
1. 有期事業の一括の要件及び効果 …… 22
2. 一括有期事業の事務 …… 25

2 請負事業の一括等 …… 26
1. 請負事業の一括の要件及び効果 …… 26
2. 下請負事業の分離の要件及び効果 …… 27

3 継続事業の一括 …… 29
1. 継続事業の一括の要件及び効果 …… 29

第３章　労働保険料の額 ／ 33

1 労働保険料 …… 34
1. 労働保険料 …… 34

2 一般保険料 …… 36
1. 一般保険料の額 …… 36

2. 賃金総額 …… 38
3. 一般保険料率 …… 42

3 特別加入保険料 …… 49
1. 第１種特別加入保険料の額 …… 49
2. 第２種特別加入保険料の額 …… 51
3. 第３種特別加入保険料の額 …… 52

4 印紙保険料 …… 54
1. 印紙保険料の額 …… 54
2. 印紙保険料の額の変更 …… 54

第４章　労働保険料の納付 ／ 55

第１節　概算保険料 ／ 57

1 概算保険料の申告・納付 …… 58
1. 継続事業（一括有期事業を含む）の納期限 …… 58
2. 有期事業の納期限 …… 59
3. 申告・納付先 …… 60
4. 継続事業（一括有期事業を含む）の納付額 …… 62
5. 有期事業の納付額 …… 66

2 概算保険料の延納 …… 68
1. 概算保険料の延納 …… 68
2. 継続事業（一括有期事業を含む）の延納 …… 68
3. 有期事業の延納 …… 72

3 増加概算保険料等 …… 76
1. 増加概算保険料 …… 76
2. 概算保険料の追加徴収 …… 81
3. 概算保険料の認定決定 …… 82

第２節　確定保険料・口座振替納付 ／ 85

1 確定保険料の申告・納付 …… 86
1. 継続事業（一括有期事業を含む）の申告期限 …… 86
2. 有期事業の申告期限 …… 87
3. 確定保険料の納期限 …… 87
4. 申告・納付先 …… 88
5. 還付・充当 …… 88
6. 継続事業（一括有期事業を含む）の申告額 …… 90
7. 有期事業の申告額 …… 92
8. 確定保険料の認定決定 …… 94

2 口座振替納付 …… 96
1. 口座振替による納付 …… 96

第３節　印紙保険料、特例納付保険料、滞納に対する措置 ／ 99

1 印紙保険料 …… 100
1. 印紙保険料の納付 …… 100
2. 雇用保険印紙 …… 103

3. 帳簿の調製及び報告 …… 106
4. 印紙保険料の認定決定及び追徴金 …… 107

2 特例納付保険料 …… 110
1. 特例納付保険料の納付等 …… 110
2. 特例納付保険料の額 …… 111
3. 特例納付保険料の納付の勧奨等 …… 114

3 滞納に対する措置 …… 116
1. 督促 …… 116
2. 滞納処分 …… 117
3. 先取特権の順位 …… 118
4. 延滞金 …… 119

第5章 労災保険のメリット制 ／ 123

1 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制 …… 124
1. 対象事業等 …… 124
2. 労災保険率のメリット改定 …… 128
3. 労災保険率の特例 …… 129

2 有期事業（一括有期事業を除く）のメリット制 …… 131
1. 対象事業等 …… 131
2. 確定保険料額のメリット改定 …… 133

第6章 労働保険事務組合 ／ 135

1 委託事業主及び労働保険事務組合の認可 …… 136
1. 委託事業主及び委託事務の範囲 …… 136
2. 認可 …… 139
3. 認可の取消し …… 140

2 労働保険事務組合の責任等 …… 142
1. 労働保険事務組合に対する通知 …… 142
2. 徴収金の納付責任 …… 142
3. 追徴金又は延滞金の納付責任 …… 143
4. 事業主からの徴収 …… 144
5. 不正受給に関する責任 …… 144
6. 帳簿の備付け …… 145

3 管轄の特例、届出及び報奨金 …… 146
1. 管轄の特例 …… 146
2. 届出 …… 147
3. 報奨金 …… 149

第7章 労働保険料の負担、不服申立て及び時効等 ／ 153

1 労働保険料の負担 …… 154
1. 原則的な被保険者負担額 …… 154
2. 高年齢労働者の免除 …… 155
3. 日雇労働被保険者の負担 …… 156

4. 事業主の負担 …… 157
5. 賃金からの控除 …… 157

2 不服申立て …… 158
1. 行政不服審査法に基づく不服申立て …… 158
2. 審査請求 …… 158

3 時効 …… 160
1. 時効 …… 160

4 書類の保存等 …… 161
1. 書類の保存 …… 161
2. 報告・出頭等 …… 161
3. 立入検査 …… 161
4. 電子情報処理組織による申請書の提出等 …… 163

5 罰則 …… 165
1. 罰則 …… 165
2. 両罰規定 …… 166

資料編 ／ 168

発展1. 権限の委任
（第1章 1 1 ） …… 168
発展2. 船員として雇用される者に係る特例
（第3章 2 1 2） …… 168
発展3. 二事業に係る率の弾力的変更
（第3章 2 3 4 Point ） …… 168
発展4. 船内荷役等の賃付日数
（第4章第3節 1 1 2 1.） …… 168
発展5. 収支率の算定基礎となる保険給付の額
（第5章 1 1 2.(1)） …… 169
発展6. 継続事業のメリット制－労働者の安全又は衛生を確保するための措置（第5章 1 3 1.(2)） …… 170
発展7. 端数処理
（第7章 1 5 ） …… 170
発展8. 時効の起算日
（第7章 3 1 参考 ） …… 170
書式1. 保険関係成立届
（第2章第1節 1 2 ） …… 172
書式2. 一括有期事業開始届
（第2章第2節 1 2 1） …… 173
書式3. 一括有期事業報告書
（第2章第2節 1 2 2） …… 174
書式4. 概算保険料の申告・納付
（第4章第1節 1 ） …… 175

● 索引 ／ 176
● 条文索引 ／ 179

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

凡例

法　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律
法附則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則
令　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令
則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
則附則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則
則別表　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表
整備法　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
整備政令　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
整備省令　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令
行審法　→行政不服審査法
報奨金政令　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令
報奨金政令附則　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令附則
報奨金省令　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
厚労告　→厚生労働省告示
労告　→（旧）労働省告示
行政手引　→職業安定行政手引（雇用保険編）
徴収関係事務取扱手引Ⅰ　→徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）
適用手引　→労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領
基発　→厚生労働省労働基準局長名通達
基収　→厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
労徴発　→（旧）労働保険徴収課長名で発する通達
基災収　→（旧）労働省労働基準局労災補償部長が疑義に答えて発する通達
発労徴　→次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
失保収　→失業保険法時代の失業保険課長が疑義に答えて発する通達
基徴発　→厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長が発する通達
基労徴発　→厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長が発する通達

第1章 総　則

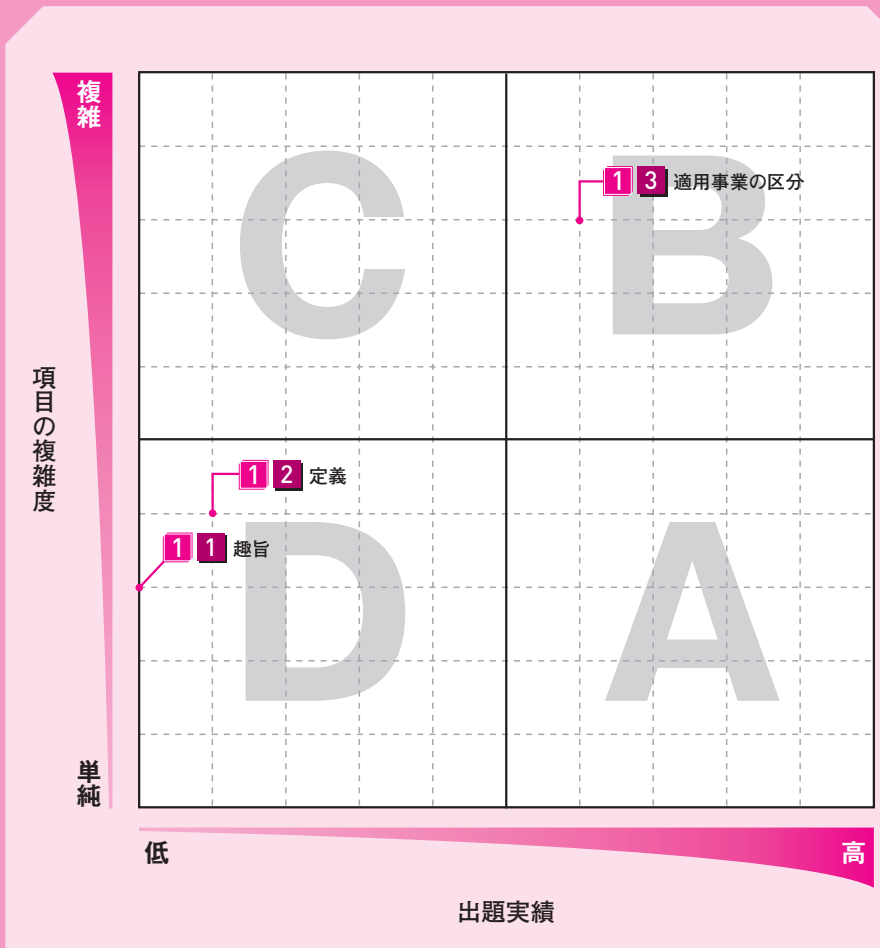

1 趣旨等

1 趣旨（法１条）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業**の**効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立**及び**消滅**、**労働保険料の納付**の手続、**労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

・沿革

徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用・徴収事務を一元化することを主目的として昭和44年に制定された法律で、昭和47年４月から施行されている。

〈発展1.参照〉

2 定義

1 労働保険（法２条１項）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「**徴収法**」という。）において「**労働保険**」とは、**労働者災害補償保険法**（以下「**労災保険法**」という。）による**労働者災害補償保険**（以下「**労災保険**」という。）及び**雇用保険法**による**雇用保険**（以下「**雇用保険**」という。）を総称する。

・労働保険の定義

労災保険と雇用保険を総称して労働保険という。

2 保険年度（法2条4項）

★★

徴収法において「**保険年度**」とは、**4月1日**から**翌年3月31日**までをいう。

3 適用事業

1. 適用事業

労働者を使用（雇用）する事業を適用事業とする。

2. 暫定任意適用事業

(1) 労災保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。**例題1**

事業の種類	要　件			
農業（畜産・養蚕業を含む）	個人経営	事業主が**特別加入**していない	常時使用労働者数**5人未満**	**特定危険有害**作業を行う事業ではない
水産業	個人経営	船員を使用して行う船舶所有者の事業でない かつ ・総トン数**5トン未満**の漁船 又は ・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船	常時使用労働者数**5人未満**	**特定危険有害**作業を行う事業ではない
林　業	個人経営	常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数**延300人未満**		

(2) 雇用保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。**H19-雇9C** **例題1**

事業の種類	要　件		
農　業	個人経営	常時使用労働者数**5人未満**	
水産業	個人経営	常時使用労働者数**5人未満**	船員が雇用される事業でない
林　業	個人経営	常時使用労働者数**5人未満**	

・適用事業及び暫定任意適用事業については、「合格テキスト3労働者災害補償保険法」「合格テキスト4雇用保険法」を参照。

例題１ H7-災8A

個人経営の事業主が行う林業の事業であって、常時３人の労働者を使用するものは、労災保険の適用事業であるが、雇用保険については暫定任意適用事業である。

解答 ○

雇用保険法附則２条１項１号、雇用保険法施行令附則２条、整備政令17条１号、昭和50.4.1労告35号。

Advice 労災保険は、規模が小さくても労災事故が発生する可能性が高い事業等については、暫定任意適用事業ではなく適用事業となる。

3 適用事業の区分

1 継続事業と有期事業（法７条２号）

★

事業の期間が予定される事業を**有期事業**といい、**有期事業以外**の事業を**継続事業**という。

1. 継続事業

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業をいい、一般の工場、事務所等がこれに該当する。

2. 有期事業

有期事業とは、建設工事などのように事業の期間が予定されている事業をいう。

【例】建築工事、ダム工事、道路工事などの土木建築工事、立木の伐採など

なお、有期事業という概念は労災保険に係る保険関係についての概念であり、雇用保険に係る保険関係については有期事業という概念がない。

2 適用の特例（法39条1項、則1条3項1号、則70条）

★★★

Ⅰ　**一元適用事業**とは、Ⅱに規定する事業（**二元適用事業**）以外の**事業**をいう。

Ⅱ　次の**事業**については、当該**事業**を**労災保険**に係る**保険関係**及び**雇用保険**に係る**保険関係**ごとに**別個の事業**とみなして徴収法を適用する。

H19-雇9B

ⅰ　**都道府県**及び**市町村**の行う**事業**　例題2

ⅱ　**都道府県**に準ずるもの及び**市町村**に準ずるものの行う**事業**

ⅲ　**港湾労働法**に規定する**港湾運送の行為**を行う**事業**　H21-災10B

ⅳ　雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる**事業**

ⅴ　**建設**の**事業**

1. 一元適用事業

徴収法は、労災保険と雇用保険の保険関係の成立及び消滅並びに保険料の納付手続を一元化することにより、事務の効率化を図る目的で制定されたものであり、このように両保険の適用・徴収事務が一元化して行われる事業を一元適用事業という。

2. 二元適用事業

徴収法は、従来の失業保険の適用及び保険料徴収の方式を労災保険の方式に合わせ、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一本化して処理すること、すなわち労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業その他一定の業種に属する事業については、労災保険と失業保険とで適用労働者の範囲が異なること、あるいは事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等両保険の適用について一律に処理しがたい実態があり、両保険の適用・徴収事務を一元化することは実情に即さないので、両保険の保険別にそれぞれ別個の2つの事業とみなしてそれぞれごとに徴収法が適用される。H26-雇8B

このように労災保険の適用・徴収事務と雇用保険の適用・徴収事務を別々に行う事業を二元適用事業という。

3. 上記Ⅱⅳの雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業

次の⑴⑵に掲げる事業を指す。H21-災10E

⑴　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他**農林の事業**

⑵　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他**畜産**、**養蚕**又は**水産の事業**（**船員が雇用される事業を除く**）　（雇用保険法附則2条1項）

例題２ H12-雇10E

国、都道府県及び市町村の行う事業は、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の二つの事業として取り扱い、一般保険料の算定、納付等をそれぞれ二つの事業ごとに処理するいわゆる二元適用事業とされている。

解答 ×

法39条２項、則70条。国の行う事業は労災保険の適用が除外され、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とはされていない。

Point

国の行う事業は二元適用事業ではない（国の行う事業には、労災保険に係る保険関係が成立する余地がない）。H24-災8E H26-雇8C 例題２

第2章

保険関係の成立及び消滅等

第１節　保険関係の成立及び消滅

第２節　保険関係の一括

第2章 第1節

保険関係の成立及び消滅

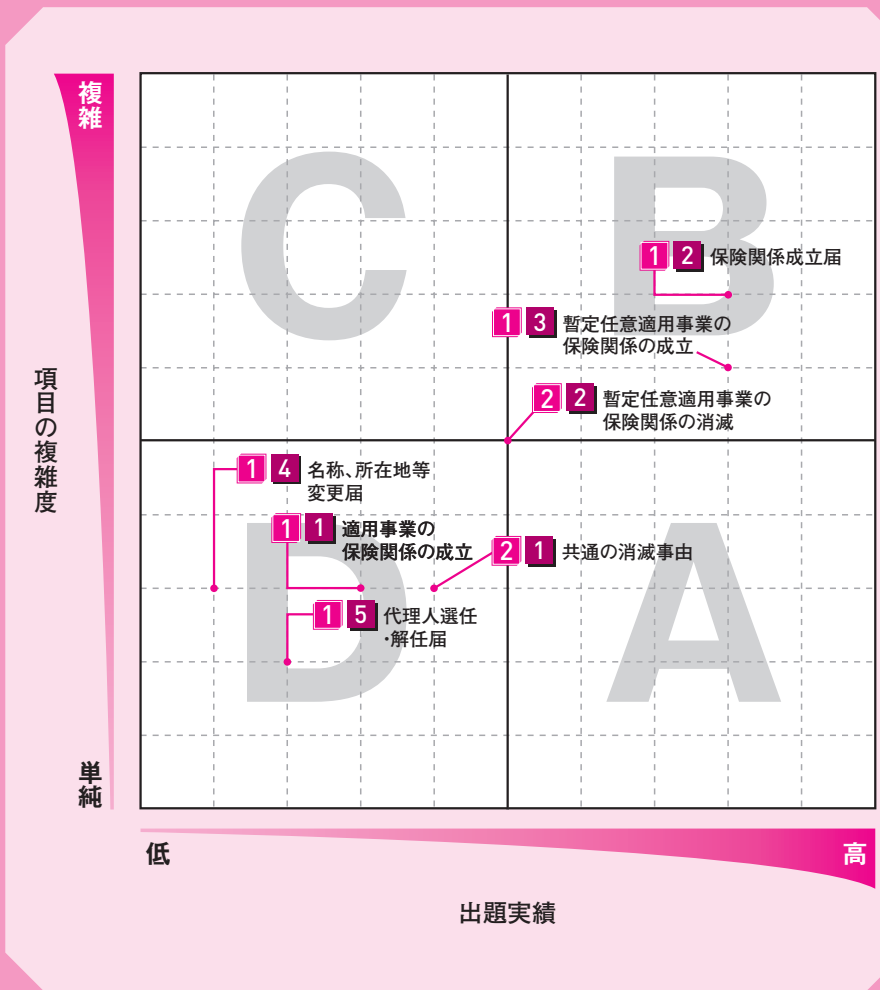

1 保険関係の成立等

1 適用事業の保険関係の成立（法３条、法４条、法附則３条、整備法７条）

★★★

Ⅰ　**労災保険法**第３条第１項の**適用事業**の事業主については、その**事業が開始された日**又は**労災保険暫定任意適用事業**に該当する事業が同項の**適用事業**に**該当するに至った日**に、その事業につき**労災保険**に係る**労働保険**の**保険関係**（以下「**保険関係**」という。）が**成立**する。

Ⅱ　**雇用保険法**第５条第１項の**適用事業**の事業主については、その**事業が開始された日**又は**雇用保険暫定任意適用事業**に該当する事業が同項の**適用事業**に**該当するに至った日**に、その事業につき**雇用保険**に係る**保険関係**が**成立**する。

・成立の時期

適用事業の場合の保険関係は、**事業が開始された日**又は**暫定任意適用事業**が**適用事業となった日に成立**する。H27-災8E

参考

（労働保険の保険関係）

「労働保険の保険関係」とは、労災保険や雇用保険に関する権利義務の基礎となる継続的な法律関係をいう。例題１

Point

保険関係は、保険関係成立届を提出することによって成立するものではなく、法律上当然に成立する。H19-雇9A　H25-災9B

2 保険関係成立届（法４条の2,1項、則４条１項）

〈書式1.参照〉

★★★

保険関係が**成立**した事業の**事業主**は、その**成立した日から10日以内**に、次の事項を**政府**に届け出なければならない。H20-雇8C　H21-災10A

ⅰ　**保険関係**が**成立した日**
ⅱ　**事業主**の**氏名**又は**名称**及び**住所**又は**所在地**
ⅲ　**事業**の**種類**、**名称**、**概要**
ⅳ　**事業**の行われる**場所**
ⅴ　**事業**に係る**労働者数**
ⅵ　**有期事業**にあっては、**事業の予定される期間**

1．保険関係成立届の提出先　必修

⑴　次の事業に該当する場合は、保険関係成立届を**所轄労働基準監督署長**に提出する。
　①　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託しない**もの（**雇用保険に係る保険関係のみ**が成立している事業を**除く**）H28-雇8A
　②　**労災保険**に係る保険関係が成立している事業のうち**二元適用事業**　H27-災9A
⑵　次の事業に該当する場合は、保険関係成立届を**所轄公共職業安定所長**に提出する。
　①　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託する**もの　H23-雇9A　H28-雇8B
　②　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託しない**もののうち**雇用保険**に係る保険関係**のみ**が成立する事業
　③　**雇用保険**に係る保険関係が成立している事業のうち**二元適用事業**

■提出先まとめ

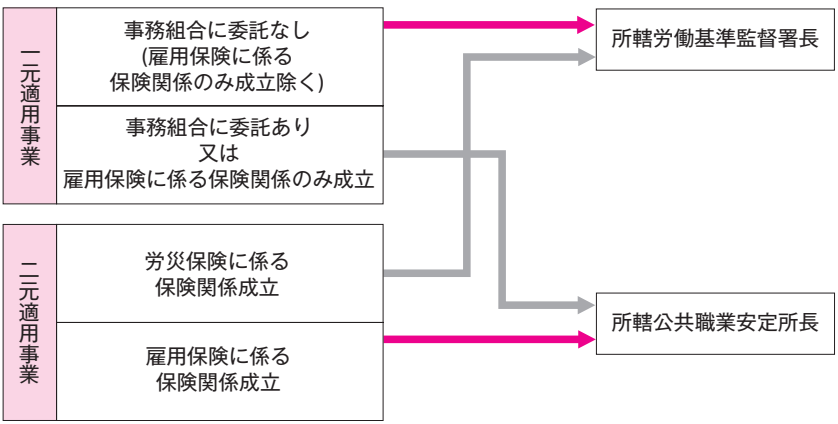

（則１条１項２号、３号、整備省令18条）

(3) 年金事務所経由

次のいずれにも該当する事業主は、保険関係成立届を**年金事務所**（日本年金機構法による年金事務所をいう。以下同じ）**を経由して提出**することができる。後述の「**名称、所在地等変更届**」及び「**代理人選任・解任届**」においても同様である。

① **社会保険適用事業所**（厚生年金保険又は健康保険の適用事業所をいう）の事業主であること。

② **継続事業**に係るものであること。

③ **労働保険事務組合**に労働保険事務の処理を**委託していない**こと。

（則78条２項、則38条２項１号カッコ書）

2. 提出期限 必修

保険関係成立届は、保険関係成立日の翌日から起算して**10日以内**に**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に提出しなければならない。H27-災9A

参考

（事業場の適用情報等の公表）

厚生労働大臣は、保険関係成立届を提出した事業主の氏名又は名称、住所又は所在地並びにその事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業であるか否かの別（変更の届出があったときは、その変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。（則79条）

Point

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

H19-災10A H21-災8D 例題１（則77条）

例題１ H5-災8C

労働保険の保険関係が成立している建設業の事業主は、労働保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

解答 ×

則77条。正しくは、「『労災保険』に係る保険関係が成立している建設業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない」である。

3 暫定任意適用事業の保険関係の成立

1 労災保険暫定任意適用事業の場合（整備法５条１項、３項、整備省令３条の２）

★★★

Ⅰ　**労災保険暫定任意適用事業**の**事業主**については、その者が**労災保険**の**加入の申請**をし、**厚生労働大臣**の**認可**（権限は**都道府県労働局長**に**委任**）**があった日**に、その事業につき**労災保険**に係る**保険関係**が**成立**する。H21-災9A　H27-災8C

Ⅱ　労災保険法第３条第１項の**適用事業**が**労災保険暫定任意適用事業**に**該当するに至った**ときは、**その翌日**に、その事業につきⅠの**認可**があったものとみなす。

1．任意加入の申請　必修

労災保険の任意加入申請書は、**所轄労働基準監督署長を経由**して、所轄都道府県労働局長に提出する。

また、労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の過半数が希望**するときは、任意加入の申請をしなければならない。H27-災8A　例題２

（則78条１項１号、整備法５条２項、整備省令１条、３条の２、14条）

2．成立の時期

労災保険暫定任意適用事業の事業主による任意加入の申請に対する**厚生労働大臣の認可があったときはその日**に保険関係が成立する。

3．擬制任意適用事業　必修

適用事業が、事業内容の変更や使用労働者の減少等により、暫定任意適用事業になった場合には、**その翌日**に自動的に任意加入の認可があったものとみなされ（「**擬制任意適用事業**」という）**改めて任意加入の手続を要しない**。H23-雇9E

2 雇用保険暫定任意適用事業の場合（法附則２条１項、４項、則附則１条の３）

★★★

Ⅰ　**雇用保険暫定任意適用事業**の事業主については、その者が**雇用保険**の**加入の申請**をし、**厚生労働大臣の認可**（権限は**都道府県労働局長**に**委任**）**があった日**に、その**事業**につき**雇用保険**に係る**保険関係が成立**する。H28-雇8C

Ⅱ　雇用保険法第５条第１項の**適用事業**が**雇用保険暫定任意適用事業**に**該当するに至ったとき**は、**その翌日**に、その**事業**につきⅠの**認可**があったものとみなす。

1. 任意加入の申請　必修

雇用保険の任意加入の申請は、その事業に使用される**労働者の２分の１以上の同意**を得なければ行うことができない。また、雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の２分の１以上が希望**するときは、任意加入の申請をしなければならない。例題２

雇用保険の任意加入申請書は、**所轄公共職業安定所長を経由**して、所轄都道府県労働局長に提出する。なお、雇用保険の任意加入申請書には、**労働者の同意**を得たことを**証明**することができる書類を添えなければならない。H28-雇8C

2. 罰則の適用

使用労働者の２分の１以上が希望するにもかかわらず雇用保険の任意加入申請をしない事業主、又は雇用保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由として労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした事業主は、６箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。H21-災9E　H27-雇8D

（法附則２条２項、３項、法附則７条１項、則78条１項２号、則附則２条）

3. 成立の時期

雇用保険暫定任意適用事業の事業主による任意加入の申請に対する**厚生労働大臣の認可があったときはその日**に保険関係が成立する。

4. 擬制任意適用事業　必修

適用事業が、事業内容の変更や使用労働者の減少等により、暫定任意適用事業になった場合には、**その翌日**に自動的に任意加入の認可があったものとみなされ（「**擬制任意適用事業**」という）**改めて任意加入の手続を要しない**。

例題２　演習問題

労働者を常時４人使用している労働保険の暫定任意適用事業の事業主が、雇用保険の加入の申請をするためには、その使用する労働者の２人以上の同意を得なければならず、その使用する労働者の２人以上が希望するときは、労災保険及び雇用保険の加入の申請をしなければならない。

解答　×

整備法５条２項、法附則２条２項、３項。労災保険については、労働者の過半数（設問の場合３人以上）が加入を希望する場合に、加入申請をしなければならない。

Advice

労災保険の場合は労働者の「過半数」、雇用保険の場合は労働者の「２分の１以上」の希望がある場合に任意加入しなければならない。例えば、労働者数が４人でそのうち２人が希望した場合、労災保険については加入の申請をしなくてもよいが雇用保険については加入の申請をしなければならない。

Point

労災保険に任意加入する場合には労働者の同意は不要であり、したがって同意証明書を提出する必要もないが、雇用保険に任意加入する場合には労働者の２分の１以上の同意が必要であり、同意証明書を提出することが必要となる。H27-災8B

4 名称、所在地等変更届（法４条の2,2項、則５条）

★★

保険関係が成立している**事業**の**事業主**は、次の事項に**変更**があったときは、その**変更を生じた日の翌日から起算して10日以内**に、**名称、所在地等変更届**を**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に提出することによって届け出なければならない。H25-災9C

i　**事業主**の**氏名**又は**名称**及び**住所**又は**所在地**

ii　事業の**種類**、**名称**

iii　事業の行われる**場所**

iv　**有期事業**にあっては、**事業**の**予定される期間**

【例】労災保険の保険関係が成立している有期事業に関して、当該事業の予定期間に変更が生じたときは、その変更が生じた日の翌日から起算して**10日以内**に、名称、所在地等変更届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

Point

法人の代表取締役の異動は、名称、所在地等変更届を提出する事項には該当しない。

5 代理人選任・解任届（則73条）

★★

Ⅰ　**事業主**は、あらかじめ**代理人**を**選任**した場合には、徴収法施行規則によって**事業主**が行なわなければならない事項を、その**代理人**に行なわせることができる。H19-災10B

Ⅱ　**事業主**は、Ⅰの**代理人**を**選任**し、又は**解任**したときは、**代理人選任・解任届**により、その旨を**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に届け出なければならない。**代理人選任・解任届**に記載された事項であって**代理人の選任**に係るものに**変更**を生じたときも、同様とする。H19-災10B　H25-災9A

・提出期限

代理人選任・解任届の提出時期は、具体的には規定されていないが、少なくとも代理人が事務を行う前に提出することになる。

2017年度版　よくわかる社労士
合格テキスト5　労働保険の保険料の徴収等に関する法律

発行日　2016 年 12 月 20 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（社会保険労務士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/

© TAC　2016

管理コード　　06875P-00

〈ご注意〉

本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー），転載，改ざん，公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。